

平成30年度

水 質 検 査 計 画

三股町 環境水道課

## 目次

### ○はじめに

1. 三股町水道事業の概要	2
2. 水質検査計画	5
(1) 水質検査の基本方針	5
(2) 検査項目及び検査頻度	5
(3) 採水地点	6
(4) 臨時の水質検査	7
(5) 水質検査の委託内容	7
(6) 水質検査において留意する事項	7
3. 検査計画及び検査結果の公表とお客様の声	8
4. 関係者との連携	8
5. 平成30年度水質検査計画	9、10

### 参考資料

水道施設位置図（中央地区，長田地区）

## <はじめに>

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

### 水質検査計画の策定の背景

平成16年4月1日に施行された水質基準に関する省令において、全国的にみれば検出率は低い物質（項目）であっても、地域、原水の種類や浄水方法により人の健康の保護又は生活上の支障を生じるおそれのあるものについては、すべて水道法第4条の水質基準項目として設定されました。また、それに伴い、水質検査においては、各水道事業者が状況に応じて省略することも可能とされました。そのため、水質基準項目ごとの採水の場所、検査頻度並びに検査省略可能項目についての規定が設けられ、さらに、水質検査の透明性を確保するため、検査頻度や検査項目について、その理由等を記載する水質検査計画を策定し、町民の皆様により安心してお使い頂けるよう公表することとされました。

## 2. 三股町水道事業の概要

### (1) 三股町水道事業のあゆみ

三股町の上水道事業は、昭和35年8月に創設認可を受け、同36年7月より給水人口5,000人、計画給水量750m<sup>3</sup>/日の規模で事業を開始してから57年が経過しました。この間、6次にわたる拡張事業を実施し、中央浄水場では、計画給水量10,770/m<sup>3</sup>日の施設規模となっています。

また、平成18年度より長田簡易水道事業整備を行い、平成21年度に三股町上水道へ事業統合を行いました。長田浄水配水場は計画給水量230/m<sup>3</sup>日の施設規模となっています。

本町の配水管延長は、拡張事業および長田区域への管布設の結果250 k m (28年度末現在)を超えました。現在は主に老朽管の布設替えをすすめています。

### (2) 給水状況と水道施設のあらまし

三股町中央浄水場は沖水川周辺に設置された9箇所の取水井(深井戸)から地下水を取水しています。浄水場で塩素消毒を行った後、中央第4配水池を経由し、中央第2・第3配水池及び中央高区配水池に送水。中央第2・第3配水池からは自然流下方式、中央高区配水池・第3配水池からは自然流下・ポンプ圧送併用方式で皆さんのお宅や事業所などに給水しています。

長田浄水配水場においても、沖水川周辺に設置された2箇所の取水井(深井戸)から地下水を取水しています。浄水設備で塩素消毒を行った後、場内の配水池より、自然流下・ポンプ圧送併用方式で給水しています。

#### ○給水状況（平成28年度水道統計）

給水区域内人口	24,979人
給水世帯数	9,614世帯
普及率	99.8%
計画1日最大給水量（施設能力）	11,000m <sup>3</sup>
1日最大給水量	8,091m <sup>3</sup>
年間給水量	2,547千m <sup>3</sup>

○主な水道施設の概要

1) 浄水場

三股町中央浄水場	所在地	三股町大字樺山後畑3718番地1
	施設能力	10,770m <sup>3</sup> /日
	浄水池容量	560m <sup>3</sup> (SUS製280m <sup>3</sup> ×2基)
	使用薬品	消毒剤一次亜塩素酸ナトリウム
三股町長田浄水配水場	所在地	三股町大字長田字大八重5296番地89
	施設能力	230m <sup>3</sup> /日
	浄水池容量	243m <sup>3</sup> (SUS製243m <sup>3</sup> ×1基)
	使用薬品	消毒剤一次亜塩素酸ナトリウム

2) 配水池

中央低区第2配水池	所在地	三股町大字樺山後畑3689番地1
	容量	2,000m <sup>3</sup> (PC造)
中央低区第3配水池	所在地	三股町大字樺山後畑3696番地1
	容量	1,000m <sup>3</sup> (PC造)
中央低区第4配水池	所在地	三股町大字樺山後畑3717番地2
	容量	2,000m <sup>3</sup> (SUS造)
中央高区配水池	所在地	三股町大字樺山射場迫3813番地7
	容量	400m <sup>3</sup> (RC造)

長田地区浄配水池	所在地	三股町大字長田字大八重5296番地89
	容量	243m <sup>3</sup> (SUS造)

3) 加圧ポンプ施設

中央高区加圧ポンプ場	所在地	三股町大字樺山後畑3696番地1
	施設能力	15 k w × 4台
寺柱加圧ポンプ場	所在地	三股町大字宮村前畑1195番地
	施設能力	7.5 k w × 2台
長田第1加圧ポンプ	所在地	三股町大字長田字大八重5296番地89
	施設能力	3.7 k w × 2台
長田第2加圧ポンプ	所在地	三股町大字長田字内ノ木場5092番地8地先
	施設能力	0.75 k w × 1台

4) 減圧施設

長田第1減圧施設	所在地	三股町大字長田字政矢谷5515番地10地先
	施設能力	減圧弁 φ 150mm × 1基
長田第2減圧施設	所在地	三股町大字長田字御崎原4695番地2
	施設能力	減圧弁 φ 150mm × 1基
長田第3減圧施設	所在地	三股町大字長田字天木野6439番地3
	施設能力	減圧弁 φ 150mm × 1基

5) 取水井（深井戸）

井戸名	さく井年月	口径	深度
中央2号井	S. 4 0. 1 0	2 5 0 A	1 0 0 m
中央3号井	S. 4 0. 1 0	2 5 0 A	1 0 0 m
中央4号井	S. 4 6. 9	2 5 0 A	5 6. 5 m
中央5号井	S. 5 1. 1 2	3 5 0 A	6 0 m
中央6号井	S. 6 2. 7	3 0 0 A	7 0 m
中央7号井	S. 5 8. 1 1	3 5 0 A	7 0 m
中央8号井	S. 6 3. 3	3 0 0 A	7 0 m
中央9号井	H. 2 3. 3	3 0 0 A	9 0 m
北部2号井	S. 4 0	2 5 0 A	6 1 m
長田第1水源	H. 1 9. 3	2 0 0 A	6 1 m
長田第2水源	H. 1 7. 3	2 0 0 A	6 1 m

### 3. 水質検査計画

#### (1) 水質検査の基本方針

- ① 検査地点は、水質基準が適用される蛇口に加えて、浄水場及び水源とします。
- ② 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、検査計画に位置づけることが望ましいとされている水質管理目標設定項目、及び三股町が独自に行う水質項目とします。
- ③ 検査頻度は、水道法及び本町の過去10年間の水質検査結果等に基づいて、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

#### (2) 検査項目及び検査頻度

##### ① 浄水の検査（法令検査）

###### ○ 毎日検査（毎日行わなければならない検査）

1日1回、町内7箇所の給水栓において、色・濁り・異常な臭味・塩素の残留効果（残留塩素）の検査を行います。

また、浄水場や水源地、ポンプ場においても原水濁度・原水p h・残留塩素濃度を常時監視しています。

###### ○ 毎月検査（毎月行わなければならない検査）

1ヶ月に1回、町内3箇所の給水栓において、水質変化の指標となる9項目の水質検査を行います。

###### ○ 省略不可能項目（検査頻度を省略できない23項目）

3ヶ月に1回、町内3箇所の給水栓において、省略不可能項目について水質検査を行います。

###### ○ 水質基準項目（水質基準の全51項目）

1年に1回、町内3箇所の給水栓において、水質基準項目（全51項目）について水質検査を行います。

過去の検査結果にもとづき、3年に1回以上に検査頻度を緩和することができますが、安全性を確認するため1年に1回実施します。

###### ○ 水質管理目標設定項目

浄水中で一定の検出実績はあるが、毒性評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、または現在まで浄水中では水質基準とする必要があるようなレベルの濃度で検出されていないが、今後、一定濃度を超えて検出される可能性があるものなど、水質管理上留意すべき項目について検査を行います。

②原水の検査

○水質基準項目

最も水質が悪化する時期を考慮して、水質基準項目のうち消毒副生成物を除いた40項目の水質検査を行います。

○クリプトスポリジウム指標菌検査

クリプトスポリジウム（病原微生物）の指標である菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査を毎月行います。

検査項目	検査頻度	採水地点
毎日検査 色・濁り・臭味・残留塩素	毎日	町内7箇所の給水栓 (D・E・F・G・H・I・J地点)
毎月検査 水質基準9項目	毎月	町内3箇所の給水栓 (A・B・C地点)
省略不可能項目 水質基準23項目	年3回	町内3箇所の給水栓 (A・B・C地点)
水質基準項目 水質基準51項目	年1回	町内3箇所の給水栓 (A・B・C地点)
水質基準項目（原水） 水質基準40項目	年1回	中央浄水場 長田第一及び長田第二水源
指標菌検査（原水） 大腸菌・嫌気性芽胞菌	毎月	中央浄水場 長田第一及び長田第二水源
水質管理目標設定項目（原水）	年1回 <small>※但し長田水源 については隔年交互とする。</small>	中央浄水場及び長田水源

(1) 採水地点

①浄水

水質基準項目の検査を実施する末端の給水栓を3地点設定しました。

また、毎日検査を行う末端の給水栓を7地点設定しました。

水質基準項目 A地点・・・前目児童公園（低区の末端）  
 B地点・・・小鷺巣集落センター（高区の末端）  
 C地点・・・大野集落センター（長田地区）

毎日検査 D地点・・・梶山地区      H地点・・・蓼池地区  
 E地点・・・轟木地区      I地点・・・稗田地区  
 F地点・・・大野地区      J地点・・・宮村地区  
 G地点・・・植木地区



## ②原水

水源の水質を確認するため、浄水場で採水し検査を行います。

### (4) 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、蛇口の水で水質基準を超える恐れがある場合には、直ちに取水又は給水を停止し、必要に応じて水源、浄水場及び蛇口等から採水し、臨時の水質検査を行います。検査項目は、基本的に全51項目の検査を行います。

- ① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき
- ② 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき
- ③ 給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 魚が死んで多数の浮上があるとき
- ⑤ その他特に必要があると認められたとき

※臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

### (5) 水質検査の委託内容

採水・水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関に委託して行います。

委託先の選定については、検査制度と信頼性を重視します。

- ① 水道水質検査においては、その精度と信頼性の保証は極めて重要です。このため、本町が加入している（社）日本水道協会は水道G L P（優良試験所基準）を定めましたので、G L Pの考え方を取り入れた体制を導入します。
- ② 水質基準項目において、全ての項目が自社分析できる検査機関とします。
- ③ 臨時の水質検査において、少なくとも3日～4日で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関とします。

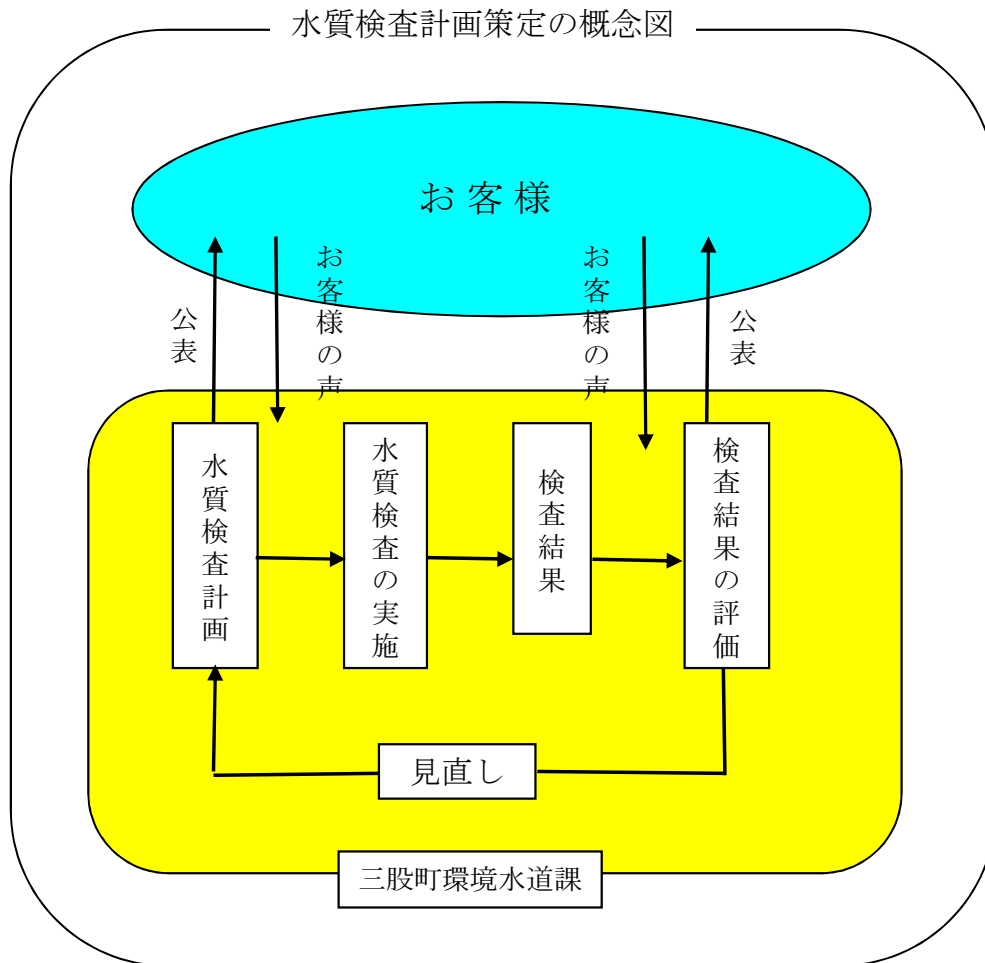
### (6) 水質管理において留意する事項

- ① 浄水の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定し評価を行います。また、原水に関しても同様の評価を行って、浄水管理の指標とします。
- ② 水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮して毎年見直しを実施していきます。
- ③ 検査計画外の項目に関しては、必要があれば臨時の水質検査として取り入れていきます。

#### 4. 水質検査計画及び検査結果の公表とお客様の声

安全でおいしい水を提供するために、三股町環境水道課では水質検査計画と検査結果を三股町ホームページ及び環境水道課窓口で公表します。また、これらの事項につきましては、町民の皆様からご意見をいただいて、水質検査計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。

お客様からの声や、水質検査結果を次年度の水質検査計画に反映させていくため、下図のような流れで見直しを行いますので、皆様のご意見をいただければ幸いです。



#### 5. 関係者との連携

本町は、水道水の安全性を確保していくため、県関係部局や保健所及び近隣市町との連絡調整を行い、水質保全に万全を期しています。

## 平成30年度水質検査計画

番号	定期検査項目	省略の可否	基本検査頻度	最少検査頻度	基準値 (mg/l)	過去10年間の中央地区 最大値	過去10年間の長田地区 最大値	毎日検査	毎月検査	省略不可能項目 (3ヶ月に1回)	基準項目 (1年に1回)	基準項目 (原水・年1回)	検査実施回数	設定理由等			
基1	一般細菌	不可	1回/月	1回/月	100個/ml	2	13		○	○	○	○	12回	水道法に基づく検査頻度			
基2	大腸菌	不可		不検出	不検出	不検出	不検出		○	○	○	○					
基3	カドミウム及びその化合物			1回/3年		0.003	0.0003未満	0.0003未満				○	○	1回	安全性確認のため		
基4	水銀及びその化合物					0.0005	0.00005未満	0.00005未満					○			○	
基5	セレン及びその化合物					0.01	0.001未満	0.001未満					○			○	
基6	鉛及びその化合物					0.01	0.001未満	0.001未満					○			○	
基7	ヒ素及びその化合物					0.01	0.001未満	0.001未満					○			○	
基8	六価クロム化合物					0.05	0.005未満	0.005未満					○			○	
基9	亜硝酸態窒素	不可				0.04	0.004未満	0.004未満				○	○			○	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可			1回/3月	0.01	0.001未満	0.001未満				○	○			○	4回
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可		10	1.0	1.4				○	○	○	1回	安全性確認のため			
基12	フッ素及びその化合物		1回/3月		0.8	0.08未満	0.08未満				○	○					
基13	ホウ素及びその化合物				1.0	0.1未満	0.07					○			○		
基14	四塩化炭素				0.002	0.0002未満	0.0002未満					○			○		
基15	1,4-ジオキサン				0.05	0.005未満	0.005未満					○			○		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				0.04	0.004未満	0.004未満					○			○		
基17	ジクロロメタン				0.02	0.002未満	0.002未満					○			○		
基18	テトラクロロエチレン				0.01	0.001未満	0.001未満					○			○		
基19	トリクロロエチレン				0.01	0.001未満	0.001未満					○			○		
基20	ベンゼン				0.01	0.001未満	0.001未満					○			○		
基21	塩素酸	不可			0.6	0.06未満	0.32				○	○			○	4回	水道法に基づく検査頻度
基22	クロ酢酸	不可		1回/3月	0.02	0.002未満	0.002未満				○	○			○		
基23	クロホルム	不可			0.06	0.001未満	0.001未満				○	○			○		
基24	ジクロロ酢酸	不可			0.03	0.003未満	0.003未満				○	○			○		
基25	ジブromクロロメタン	不可		1回/3月	0.1	0.001未満	0.001未満				○	○			○		
基26	臭素酸	不可				0.01	0.001未満	0.001未満				○	○	○			
基27	総トリハロメタン	不可			0.1	0.001未満	0.001未満				○	○	○				
基28	トリクロロ酢酸	不可			0.03	0.003未満	0.003未満				○	○	○				
基29	ブromジクロロメタン	不可			0.03	0.001未満	0.001未満				○	○	○				
基30	ブromホルム	不可			0.09	0.001未満	0.001未満				○	○	○				
基31	ホルムアルデヒド	不可			0.08	0.008未満	0.008未満				○	○	○				
基32	亜鉛及びその化合物				1.0	0.01未満	0.01未満					○	○				
基33	アルミニウム及びその化合物				0.2	0.02未満	0.02未満					○	○				
基34	鉄及びその化合物		1回/3年		0.3	0.03未満	0.03未満					○	○	1回	安全性確認のため		
基35	銅及びその化合物				1.0	0.02	0.1未満					○	○				
基36	ナトリウム及びその化合物				200	7.7	7.5					○	○				
基37	マンガン及びその化合物				0.05	0.005未満	0.005未満					○	○				
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	200	5.2	4.5				○	○	○	12回	水道法			
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)			300	33	25					○	○	1回	安全性確認のため			
基40	蒸発残留物			500	123	89					○	○					
基41	陰イオン界面活性剤			0.2	0.02未満	0.02未満					○	○					
基42	ジェオスミン		藻類繁殖期に1回	1回/3年	0.00001	0.000001未満	0.000001未満				○	○	1回	藻類が発生する時期に検査			
基43	2-メチルイソホルネオール				0.00001	0.000001未満	0.000001未満					○			○		
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月		0.02	0.002未満	0.002未満					○	1回	安全性確認のため			
基45	フェノール類				0.005	0.0005未満	0.0005未満					○			○		
基46	有機物等(全有機炭素の量)	不可			3	0.5	0.7				○	○			○		
基47	pH値	不可	1回/月	自動連続測定をしている場合 1回/3月	5.8~8.6	7.1	7.2				○	○	12回	水道法に基づく検査頻度			
基48	味	不可			異常でない	異常でない	異常でない				○	○			○		
基49	臭気	不可			異常でない	異常でない	異常でない				○	○			○		
基50	色度	不可			5	1	2				○	○			○		
基51	濁度	不可			2	0.2	0.2				○	○			○		
毎1	色	不可	1回/日	1回/日							○	○	365回	水道法に基づく検査頻度			
毎2	濁り	不可										○			○		
毎3	異常な臭味	不可										○			○		
毎4	消毒の残留効果(残留塩素濃度)	不可										○			○		

説明 : 1.「○」が検査する項目です。

## 平成30年度水質検査計画 水質管理目標設定項目

番号	項目	目標値 (mg/l)	検査 実施回数	備考
目1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	1	無機物/重金属
目2	ウラン及びその化合物	※0.002以下	1	
目3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	1	
目4				
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	1	一般有機物
目6				
目7				
目8	トルエン	0.4以下	1	
目9	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	0.08以下	1	
目10	亜塩素酸	0.6以下	原水では検査出来ないため省略	消毒副生成物
目11				
目12	二酸化塩素	0.6以下	使用していないため検査を省略	消毒剤
目13	ジクロロアセトニトリル	※0.01以下	原水では検査出来ないため省略	消毒副生成物
目14	抱水クロール	※0.02以下		
目15	農薬類(118項目)	1以下	1	農薬
目16	残留塩素	1以下	原水では検査出来ないため省略	臭気
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	水質基準項目として検査を実施	味
目18	マンガン及びその化合物	0.01以下		着色
目19	遊離炭酸	20以下	1	味
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3以下	1	臭気
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02以下	1	一般有機物
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	水質基準項目として検査を実施	味
目23	臭気強度(TON)	3以下	1	臭気
目24	蒸発残留物	30~200	水質基準項目として検査を実施	味
目25	濁度	1以下		基礎的性状
目26	pH値	7.5程度		腐食
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上	1	腐食
目28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下	1	指標
目29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	1	
目30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.1以下	1	

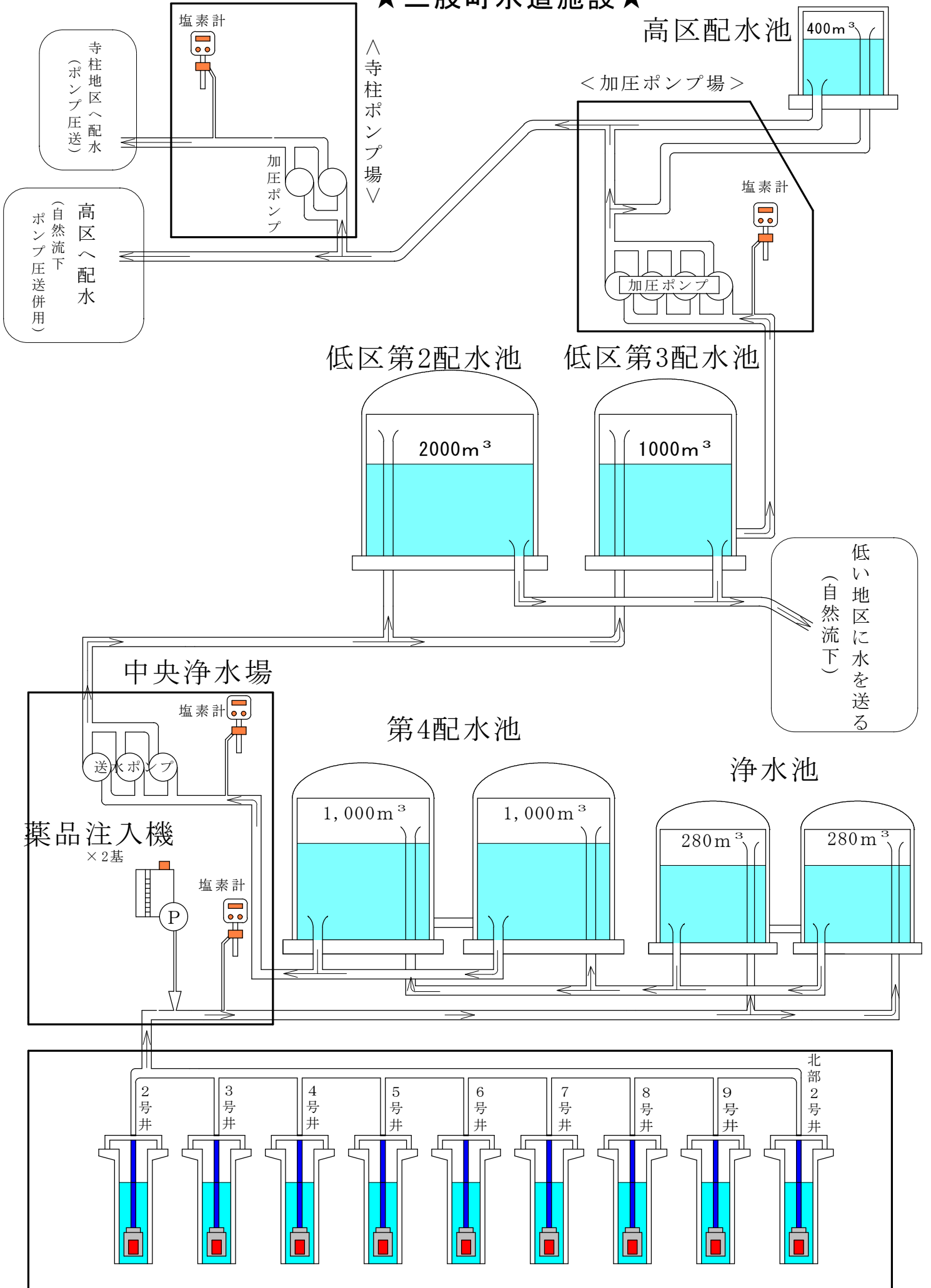
説明 : 1. 「※」は暫定値を示します。

# 平成30年度水質検査計画

番号	定期検査項目	省略の可否	基本検査頻度	最少検査頻度	基準値 (mg/l)	過去10年間の中央地区 最大値	過去10年間の長田地区 最大値	毎日検査	毎月検査	省略不可能項目 (3ヶ月に1回)	基準項目 (1年に1回)	基準項目 (原水・年1回)	検査実施回数	設定理由等		
基1	一般細菌	不可	1回/月	1回/月	100個/ml	2	13		○	○	○	○	12回	水道法に基づく検査頻度		
基2	大腸菌	不可		不検出	不検出	不検出	不検出		○	○	○	○				
基3	カドミウム及びその化合物			1回/3年		0.003	0.0003未満	0.0003未満				○	○	1回	安全性確認のため	
基4	水銀及びその化合物					0.0005	0.00005未満	0.00005未満					○			○
基5	セレン及びその化合物					0.01	0.001未満	0.001未満					○			○
基6	鉛及びその化合物					0.01	0.001未満	0.001未満					○			○
基7	ヒ素及びその化合物					0.01	0.001未満	0.001未満					○			○
基8	六価クロム化合物					0.05	0.005未満	0.005未満					○			○
基9	亜硝酸態窒素	不可				0.04	0.004未満	0.004未満			○	○	○			○
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可				1回/3月	0.01	0.001未満	0.001未満			○	○			○
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可			10	1.0	1.4			○	○	○				
基12	フッ素及びその化合物		1回/3月	1回/3年	0.8	0.08未満	0.08未満				○	○	1回	安全性確認のため		
基13	ホウ素及びその化合物				1.0	0.1未満	0.07					○			○	
基14	四塩化炭素				0.002	0.0002未満	0.0002未満					○			○	
基15	1,4-ジオキサン				0.05	0.005未満	0.005未満					○			○	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				0.04	0.004未満	0.004未満					○			○	
基17	ジクロロメタン				0.02	0.002未満	0.002未満					○			○	
基18	テトラクロロエチレン				0.01	0.001未満	0.001未満					○			○	
基19	トリクロロエチレン				0.01	0.001未満	0.001未満					○			○	
基20	ベンゼン				0.01	0.001未満	0.001未満					○			○	
基21	塩素酸	不可					0.6	0.06未満	0.32			○			○	4回
基22	クロロ酢酸	不可			0.02	0.002未満	0.002未満			○	○					
基23	クロホルム	不可			0.06	0.001未満	0.001未満			○	○					
基24	ジクロロ酢酸	不可			0.03	0.003未満	0.003未満			○	○					
基25	ジブromクロロメタン	不可			0.1	0.001未満	0.001未満			○	○					
基26	臭素酸	不可		1回/3月	0.01	0.001未満	0.001未満			○	○					
基27	総トリハロメタン	不可			0.1	0.001未満	0.001未満			○	○					
基28	トリクロロ酢酸	不可			0.03	0.003未満	0.003未満			○	○					
基29	ブromジクロロメタン	不可			0.03	0.001未満	0.001未満			○	○					
基30	ブromホルム	不可			0.09	0.001未満	0.001未満			○	○					
基31	ホルムアルデヒド	不可			0.08	0.008未満	0.008未満			○	○					
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3年		1.0	0.01未満	0.01未満				○	○	1回	安全性確認のため		
基33	アルミニウム及びその化合物			0.2	0.02未満	0.02未満					○	○				
基34	鉄及びその化合物			0.3	0.03未満	0.03未満					○	○				
基35	銅及びその化合物			1.0	0.02	0.1未満					○	○				
基36	ナトリウム及びその化合物			200	7.7	7.5					○	○				
基37	マンガン及びその化合物			0.05	0.005未満	0.005未満					○	○				
基38	塩化物イオン	不可			1回/月	200	5.2	4.5		○	○	○			○	12回
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)				300	33	25				○	○	1回	安全性確認のため		
基40	蒸発残留物				500	123	89				○	○				
基41	陰イオン界面活性剤				0.2	0.02未満	0.02未満				○	○				
基42	ジェオスミン		藻類繁殖期に1回	1回/3年	0.00001	0.000001未満	0.000001未満				○	○	1回	藻類が発生する時期に検査		
基43	2-メチルイソホルネオール				0.00001	0.000001未満	0.000001未満					○			○	
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月		0.02	0.002未満	0.002未満				○	○	1回	安全性確認のため		
基45	フェノール類			0.005	0.0005未満	0.0005未満					○	○				
基46	有機物等(全有機炭素の量)	不可				3	0.5	0.7		○	○	○			○	
基47	pH値	不可	1回/月	自動連続測定をしている場合 1回/3月	5.8~8.6	7.1	7.2		○	○	○	○	12回	水道法に基づく検査頻度		
基48	味	不可			異常でない	異常でない	異常でない		○	○	○	○			○	
基49	臭気	不可			異常でない	異常でない	異常でない		○	○	○	○			○	
基50	色度	不可			5	1	2		○	○	○	○			○	
基51	濁度	不可			2	0.2	0.2		○	○	○	○			○	
毎1	色	不可	1回/日	1回/日				○					365回	水道法に基づく検査頻度		
毎2	濁り	不可								○						
毎3	異常な臭味	不可								○						
毎4	消毒の残留効果(残留塩素濃度)	不可								○						

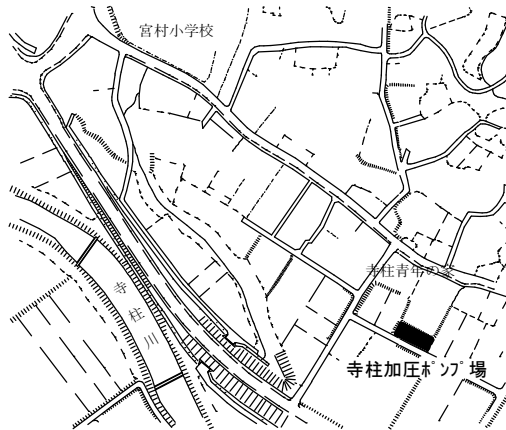
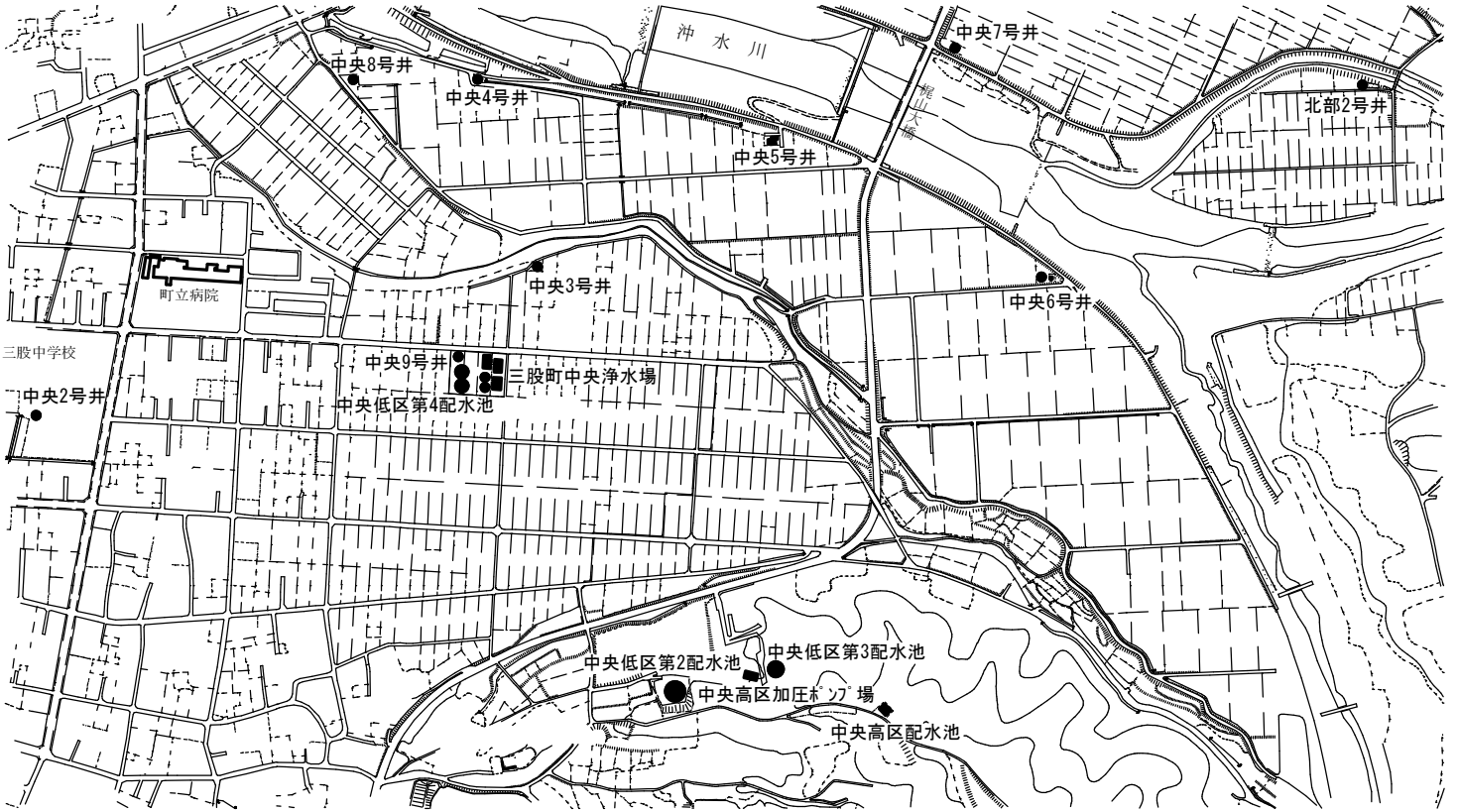
説明 : 1.「○」が検査する項目です。

★三股町水道施設★

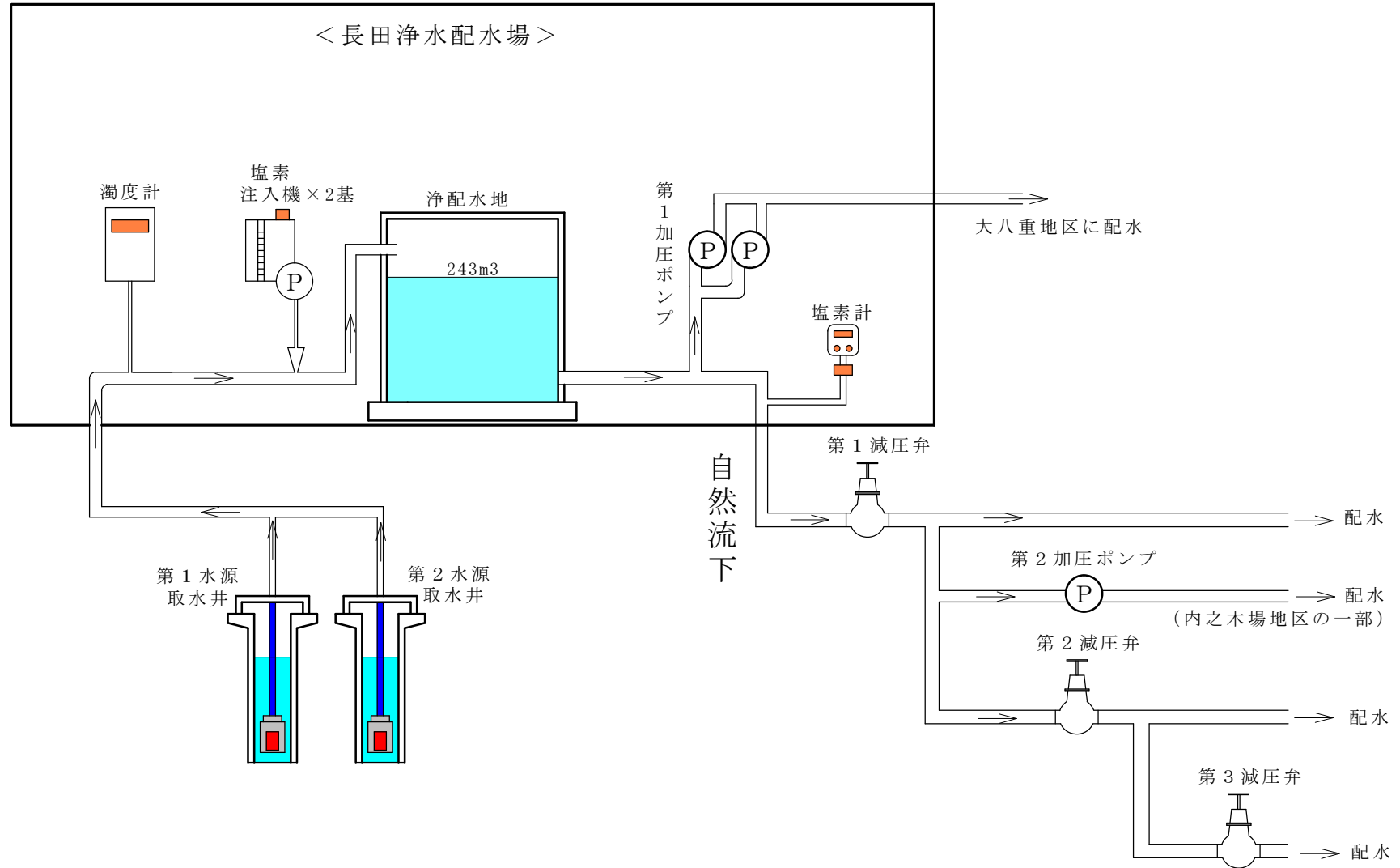


# 三股町上水道施設位置図

(中央区域)



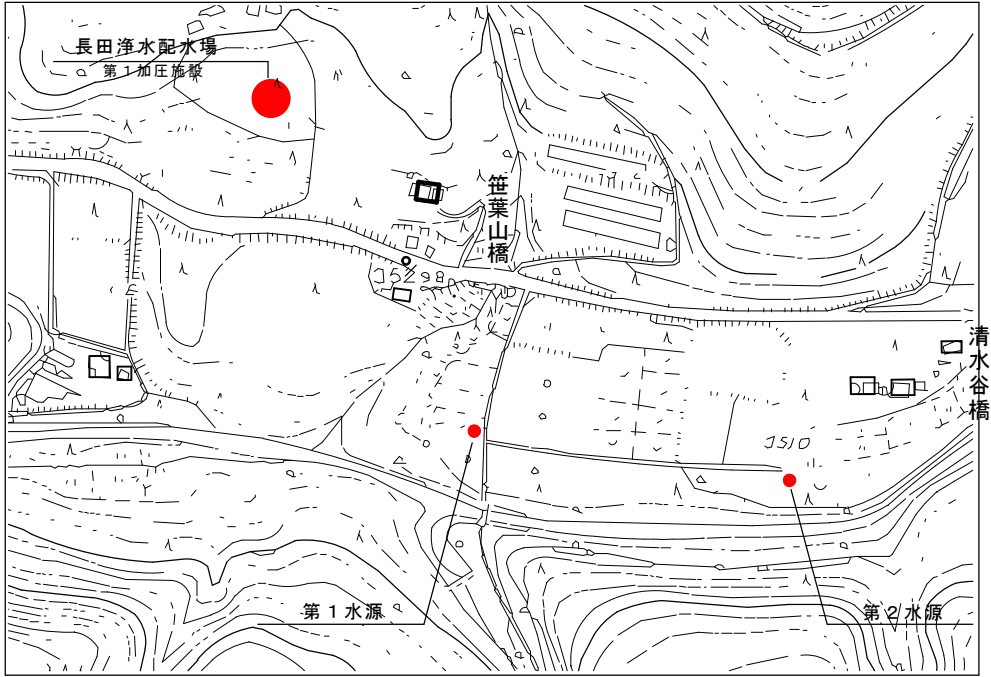
# ★三股町長田区域水道施設フロー図★



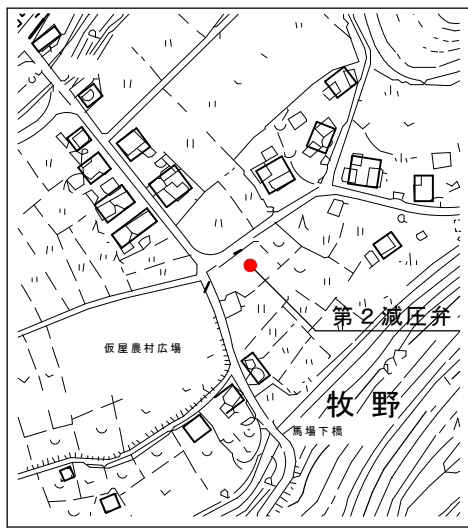
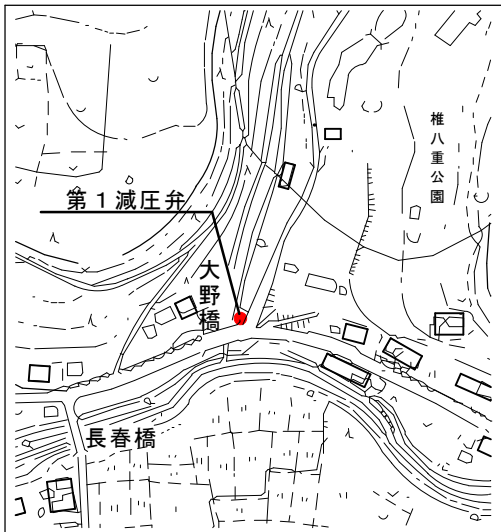


# 長田上水道施設位置図

(長田区域)



## 減圧施設



## 加圧施設

